

上山市告示第55号

上山市低入札価格調査制度に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

上山市長 横 戸 長兵衛



上山市低入札価格調査制度に関する規程の一部を改正する規程

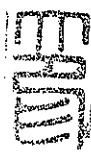
上山市低入札価格調査制度に関する規程（平成21年告示第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(調査基準価格の設定) 第3条 一略一 2 対象工事における調査基準価格は、次により算定した額とする。 (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額とし、入札書比較価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては入札書比較価格に10分の7を乗じて得た額とする。 ア 直接工事費の額に <u>10分の9.7</u> を乗じて得た額 イ・ウ 一略一 エ 一般管理費の額に <u>10分の5.5</u> を乗じて得た額 (2) 一略一	(調査基準価格の設定) 第3条 一略一 2 対象工事における調査基準価格は、次により算定した額とする。 (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額とし、入札書比較価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては入札書比較価格に10分の7を乗じて得た額とする。 ア 直接工事費の額に <u>10分の9.5</u> を乗じて得た額 イ・ウ 一略一 エ 一般管理費の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額 (2) 一略一

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。



上山市告示第 87 号

上山市低入札価格調査制度に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 31 年 4 月 5 日



上山市長 横 戸 長兵衛

上山市低入札価格調査制度に関する規程の一部を改正する規程

上山市低入札価格調査制度に関する規程（平成 21 年告示第 73 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(調査基準価格の設定)	(調査基準価格の設定)
第 3 条 一略一	第 3 条 一略一
2 対象工事における調査基準価格は、次により算定した額とする。	2 対象工事における調査基準価格は、次により算定した額とする。
(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が入札書比較価格に <u>10分の9.2</u> を乗じて得た額を超える場合にあっては入札書比較価格に <u>10分の9.2</u> を乗じて得た額とし、入札書比較価格に <u>10分の7.5</u> を乗じて得た額に満たない場合にあっては入札書比較価格に <u>10分の7.5</u> を乗じて得た額とする。	(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が入札書比較価格に <u>10分の9</u> を乗じて得た額を超える場合にあっては入札書比較価格に <u>10分の9</u> を乗じて得た額とし、入札書比較価格に <u>10分の7</u> を乗じて得た額に満たない場合にあっては入札書比較価格に <u>10分の7</u> を乗じて得た額とする。
ア～エ 一略一	ア～エ 一略一
(2) 工事の性質上前号の規定により難しいものについては、契約ごとに <u>10分の7.5</u> から <u>10分の9.2</u> の範囲内で適宜の割合を入札書比較価格に乘じて得た額とする。	(2) 工事の性質上前号の規定により難しいものについては、契約ごとに <u>10分の7</u> から <u>10分の9</u> の範囲内で適宜の割合を入札書比較価格に乘じて得た額とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成 31 年 5 月 1 日以降の公告、入札通知及び見積依頼を行うものから適用する。